

平成 26 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

○議長 横尾 武志君

4 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

大変お疲れのことと思います。私もこの二、三日前から風邪を引きまして、喉ががらがらでして、皆様方にご迷惑をおかけするかと思います。よろしくお願ひします。

一般通告書には、特養の地番非開示の高裁の判決結果についてということで、述べさせて掲載させてもらっていますが、1 番の 1 1 月 1 4 日に判決が下されているが、主文はどのような内容かというところをお願ひいたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

第 1 として、本件控訴を棄却する。第 2 として、控訴費用は、控訴人の負担とする。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

通常、棄却されて訴訟費用は控訴人いわゆる町ですが、負担するということは、全面敗訴というふうに捉えていいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

裁判所の中には、全面敗訴ということは書いてありません。主文どおりでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

では、3 月 2 6 日でしたか、3 月でしたが、地裁の判決の主文はどのようなになっていたでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

主文 1、芦屋町長が平成 2 4 年 1 2 月 5 日付けで、原告に対してした芦屋町情報公開条例、昭和 6 1 年芦屋町条例第 3 8 号、平成 2 5 年芦屋町条例第 2 4 号による改正前のものに基づく、一部非公開決定のうち、

平成 26 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

「平成 22 年度高齢者福祉施設整備について（協議）」と題する芦屋町長が福岡県知事に出したかがみ文書のうち、記 2（5）設置予定地を非公開とした部分及び「平成 22 年度高齢者福祉施設整備について（協議）」と題する法人が芦屋町長宛てに出したかがみ文書のうち、記 5 設置予定地を非公開とした部分を取り消す。

2、芦屋町長は原告に対し、「平成 22 年度高齢者福祉施設整備について（協議）」と題する芦屋町長が福岡県知事に出したかがみ文書のうち、記 2（5）設置予定地の記載部分及び「平成 22 年度高齢者福祉施設整備について（協議）」と題する法人が芦屋町長宛てに出したかがみ文書のうち、記 5 設置予定地の記載部分を公開せよ。

3、訴訟費用は被告の負担とする。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

今皆さん方に配布しておりますのが、行政報告の中の 10 点目の文書非開示処分取り消し等請求及び控訴請求事件について、昨日は行政報告がございました。これを読みながら、聞きながら、傍聴者の方もたくさんおられたわけですけど、どのような感想を持たれておるのかなというような内容ですが、私が通告書を出している中で、それをもう回答していただいている、つまり、問答集みたいな内容でありますので、この資料 6 の 1、行政報告の中から質問をして行きたいと思います。通告書にも内容としては、合致するところがたくさんありますので。

それで、皆さん方この文章を町長が読まれて、この判決文、控訴いわゆる原告である NPO 法人、被告である町、そして、それに対して町は控訴しましたので、控訴人、そして、NPO が被控訴人という立場なるわけですけども、私は、この文章を町長が読まれる中で、また、傍聴者の感想の中で、都合のよいところだけつまみ食いして、そして、編集、創作文に仕上げていと言いましょか。そういうことがる書かれていると、また、まことしやかに書かれています。皆さん、どう感じられたでしょうか。執行部の皆さん方も、それから議員の皆様方も、まさか町が嘘を言うはずがないと、そういう意味で誰でも信じられるものと思われま。こういう内容をですね、質問いたしますが、広報あしやにこの文を土台にして、来年 1 月、2 月号に出されるおつもりでしょうか。

○議長 横尾 武志君

妹川議員、通告書に従っていかんと、一問一答になりませんよ。

○議員 4 番 妹川 征男君

わかりました。

じゃあ、この中でどのような根拠に基づいて控訴したのかというのは、ここの資料 6 の 2 に書かれてあり

平成 26 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

ますが、そうだと思います。ここを読み上げていただけませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

一つ、同じ情報をもつ福岡県も同様に非開示としていること。二つ、不採択となった事業者が開示を望んでないこと。三つ目、芦屋町情報公開審査会が非開示の決定をしていること。四つ目、芦屋町が非開示決定をした 24 年 12 月の前に、事業者などを誹謗中傷するビラの頒布があったこと及び新たな証拠として、一度同意をした隣接地権者に対して同意を撤回させるなどの妨害行為が行われたことを提示して、地番を開示すれば同じような妨害行為が行われることは確実であったとして控訴しました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃあ、そういう控訴の理由を 1 点から 4 まで挙げられまして、その点、裁判所の判決は、どのような判決内容でしたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

判決につきましては、先ほど言いました主文のとおりでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

主文はそうですけども、裁判所の判断、裁判長の判断はどのようになっておりましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

高裁の裁判所の、当裁判所の判断というところを読み上げてまいります。1、当裁判所の現判決と同じく、本件処分のうち本件文書 1 の記 2（5）設置予定地を非公開とした部分及び本件文書 2 の記 5 設置予定地を非公開とした部分（本件設置予定地部分）を取り消すとともに、本件設置予定地部分について、控訴人に対して公開を命じるのが相当であると判断する。その理由は、5 記 2 のとおり答審における当事者の補足的主張に対する判断を加えるほかは、現判決、事実及び理由中の第三、当裁判所の判断、記載のとおりであるか

らこれを引用する。

2、当審における当事者の補足的主張に対する判断（1）控訴人は、本件設置予定地の関係区域の住民に対する説明会において、付近見取り図を使用して申請地を説明することとなり、本件設置予定地の地番及び地番を特定し得る情報を開示していないし、当説明会終了後、上記付近見取り図を回収していると主張する。しかし、たとえ本件設置予定地の地番及び地番を特定し得る情報を開示していなくても、また、上記説明会終了後、上記付近見取り図を回収していたとしても、現判決が認定するとおり関係区域の住民の説明会が予定され、実施されている以上、上記情報は住民にとっては、容易に推知することができるし、よって、第三者に知られ得るものであって、よって、これらはいずれ公開され得ることが予定されている性質の情報というべきであり、控訴人の主張は採用できない。

2、控訴人は、本件事業者は平成24年度にも25年度にも申請書を控訴人に提出するなどして、計画を実現しようとしていたものであるから、このような当時の状況も鑑みれば、本件事業者の事業計画が不採択となった事実が明らかになれば、本件事業者が被る不利益は著しく、本件事業者の信用または社会的評価が害されると判断される状況にあったと主張する。しかし、現判決が認定判断するとおり、設定予定地等の情報の性質からして、協議を申し出る事業者としては、後にこれらの情報が公開され得ることを前提として、市町村長に対して協議を申し出ていると解されるから、仮にその信用または社会的評価が害されるとしても、当該事業者において甘受すべきものというべきであり、控訴人の主張は採用できない。

（3）控訴人は、平成24年度要綱や平成25年度要綱の締め切り直前の時期や本件事業者が説明会を開催しようとしている時期に特定の事業者を誹謗中傷するビラが洒布されるなどし、さらに、現実かつ直接的に一度同意をした隣接地権者の同意を撤回させる妨害行為までも行われていた。このような状況を鑑みれば、本件設置予定地を開示すれば本件事業者に対して何らかの妨害行為が行われる蓋然性が認められたのであり、本件事業者の競争上の地位が侵害されると判断される状況にあったと主張する。しかし、この点も設定予定地の情報が公開され得ることが予定されている性質の情報であることに加え、上記事情をもってしても、本件設置予定地を開示すれば、本件事業者に対して何らかの妨害行為が行われる蓋然性を認めるに足りないというべきであり、控訴人の主張は採用できない。

3、以上のとおり、被控訴人の請求をいずれも容認した現判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

この高裁の判決文は、一審の判決を補足した形で判決文が書かれています。一審の判決文を見れば、これはこのNPOが原告としてやられてる、特に誹謗中傷のビラというような言い方に対して、この

平成 26 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

一審の場合、それから二審の場合も一審の原告に従ってですが、誹謗中傷のビラというのは、政治的な目的で芦屋町政を問題にしているのであって、何ら誹謗中傷のビラではないというような形をとっているかと思うんですが、いかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

最終的な判断は高裁の判断になりますので、そこは一審の解釈でございまして、二審については、そういうことは判断しておりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

では、芦屋町としては、この原告ないしは被控訴人であるNPO法人のチラシ、これについては今でも誹謗中傷のビラというふうにしてあるのですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

ビラの内容なんですが、例えば、「特別養護老人ホーム申請に疑惑発生」として、芦屋町政は利権に群がる一部議員と町長とで動いている。それから、議会での特養新設を求める意見書採択を、請願書が出される前から水面下で暗躍が始まっていた。この画策はまさしく「官制談合」である。それから、うそと逃げ、だましに徹する福祉担当者・町長の犠牲者か。それから、町長と悪巧みする一部の議員のために、真相を隠し、嘘、だましを繰り返す。また、疑惑や官制談合の真実が明らかになった。これ以外にもございますが、などの見出しや記事が列挙されております。また、「官制談合」なることについては、いずれのビラにも表現がされておりました。特養設置に関して頒布されたビラについては、誹謗中傷する内容があると言わざるを得ない。このように考えております。

控訴審では、誹謗中傷のビラの頒布、さらに現実かつ直接、一度同意をした隣接地権者の同意を撤回させる妨害行為があり、これら妨害行為の事実があったからこそ、地番を開示することで隣接地権者などが明確になるため、それが妨害行為につながり、これによって特定の事業者が不利益をこうむることになると、こういう主張をいたしました。しかしながら、裁判所の判決は、その事情をもってしても、その事情をもってしてもという表現がございまして、その事情をもってしても、事業者に対して何らかの妨害行為が行われる蓋然性を認めるに足りないとして、地番を公開することにより、妨害行為が認められる確実性があるとは言えないというようなものでございました。

平成 26 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

つまり、妨害行為の事実は認めていますが、確実性の度合いの観点から、事業者にとって明らかに不利益とまでは言えないという内容であると思料しております。このようなことから、誹謗中傷などの妨害行為があったということの点においては、裁判所は認定をしたことになるものと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

それは、解釈の違いですね。そういう意味でこの判決文、第一審と第二審の判決文、また、控訴理由書、それから原告の訴状。こういうものについては、情報公開条例に基づいて、これは町民の方が開示した時には、開示していただけますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

今の判決文ということによろしいですかね。判決文につきましては、請求があれば開示できると思っております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

どうぞ議員の皆様、執行部の皆様もそうですが、ここに行政報告書に書かれている内容と、そして判決文をご覧になって比較していただきたいと思います。そのことによって何が真実なのか、何が事実なのか、そういうところがわかってくるだろうと思います。私は、この文章は先ほども言ったように、まことしやかに書かれている。都合のよいところだけつまみ食いをして、しかも悪意をもって、編集、創作しているのではないか、こういうふうに私は思っております。

次のところの、6の2のところなんですけど、26年9月、原告が裁判所に提出した第三準備書面に記載されていますが、原告の訴訟目的は、特定の事業者と芦屋町との官制談合を追求することにある。本来であれば、条例に基づき、町議会の承認が必要であるところを芦屋町が当該事業者と結託して官制談合を働き、町有地を一事業者に議会の承認もなく、利用させようとしていたのではないかと疑いを有している。そういうことが、準備書面のほうに書かれていたようですが。

このチラシを見てください。資料の1です。資料の1と資料の2があって、裏側が字図の図面ですね。資料3です。この資料の1は、これは開示請求した際に、これは波多野町長より福岡県知事に平成22年6月29日に意見書とともに、その事業者の書類とともに県に出されたものなんです。これは県に開示請求したところ、このように設置主体について法人名、理事長名、法人所在地、全部黒塗りでということ、出てき

平成 26 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

たものを今度開示請求不服申し立て裁判で判決で勝った時に、町がこれを正式なものといえますか、そういうものを出されたものです。

法人名は、社会福祉法人夏井ヶ浜福祉会、理事長名は名前が入っていたんですが、これはその方のそれこそ名誉を傷つけるものではないだろうかと思って、これは消されております。法人所在地、施設種別、工事区分、定員、施設名、設置予定地、竣工予定。本来は、この裁判は、設置予定地であるここを知りたかったわけですが、福岡県遠賀郡芦屋大字山鹿 808 の 10 と。それでよかったわけでしょうけど、どういうわけか非常に故意的に出されておるので、今後はそれに基づいて、やはり会社名、地番、そういうところも出していただきたいと思います。これがやっぱり、情報公開条例の趣旨だと思いますね。知る権利というのがあります。

さて、福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿 808 の 10 とはどこか、裏を見てください。これは、社会福祉法人夏井ヶ浜福祉会の土地ですね。そうしますと、皆さん方には赤で囲まれているところが、808 の 11、枝番ですね。808 の 10、808 の 8、808 の 9、その中の 808 の 10 というのが、これは 24 年でしたか、平成 24 年 10 月頃に分筆されてますので、808 の 10 と 808 の 11 は、合体したところが 808 の 10 です。これ、間違いはないんですか。

これ、平米数にしますと、坪が一番わかりやすいですから、264 坪しかないんですよ。264 坪。間違いはないですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

当該の協議書のかがみにつきましては、設置予定地ということで、代表地番が書かれているものというふうに理解しています。ここのかがみについてですね。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

もう一度お願いします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

設置予定地ということで、代表地番がかがみに書かれているというふうに解しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

平成 26 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

今の説明わかりません。法人所在地、これは字図、地番を開示してくださいということに対する回答が、808の10でしょう。だから、808の10を裏面には、808の10と808の11の場所ですよ。これでいいんですね。いいんですかと聞いているわけ。しかも、これは、50床ですね。平成22年度は、設置枠は、50床でした。でも、千二百、三百坪はいるはずですよ。なのに、260の坪数で建物が建てるような、その地番を芦屋町は、申請書、協議書を受理したんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

判決内容につきましては、このかがみ文書の設置予定地を開示せよということですので、これ以外はないと思います。それと受理につきましては、今まで何度もお話ししてきましたように、受理して、県へ送ったというのが事実です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

この書類を平成22年6月29日に受理して、そして、それを県のほうに上げたのかもわかりませんが、この山鹿808の10ということについて、坪数やそういう建物、建築内容、そういうものがこの二百六十数坪の中に入ったような、その書類を受け取って出したんですかと聞いている。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この地番につきまして、私、808の10が代表地番ということで認識しておったんですけども、これ出されたのが、25年の書類でございますよね。その前は、ちょっと808が一筆、10として一筆としてなっておったかどうかというのは、確認しておりませんので、ちょっとそこは、完全にはお答えできかねるところでございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃあ、私もこういうことで不動産会社にもいろいろ相談しましたし、私なりにもわかっておるはずですけども、これは、808の7というのが下にありますね。808の7が分筆されて、808の8とか808の9とか、こう分筆されて808の10というのが分筆されているわけですね。そして、808の



平成 26 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

10 というのは、先ほども言ったように 808 の 11 と合体されたというか、分筆されないままの平成 22 年度なんです。よって、808 の 10 というのは、808 の 11 と一緒の土地であるということなんです。そういう意味でこの問題については、ニューオンブズマンが言っているように、町有地、この田屋地区に千二百坪くらいの土地はないんですよ。ありません。ないと思います。ということであれば、その町有地であったのではないかという疑いを有していることが、あながち間違いではないんじゃないかなあと私は思うわけですけど、いかがですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

これは、協議書のかがみでございます。協議書の書類一式を確認しますと、中にあります書類、それ整備予定地っていうのは、しっかり入っております。それについては、この赤枠の中で囲まれたところが、当該事業地というふうになっておりますので、町有地と疑うようなものではないというふうに考えます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃあ参考に、この 808 の 11、808 の 10、808 の 8 と 808 の 9、赤線でやっているところですね。これが、その事業者の 24 年度、25 年度に申請をしようとした土地の広さです。まあ、目測でいけば、だいたい千三百坪ぐらいはあるかと思います。

これは、非常に町としてもこういうような内容で、あしや広報に出せば、市民オンブズの皆さん方も、それからそういう真実を知る人たちは、非常に怒りを出されるであろうし、そして、芦屋町としてもますますその傷口を大きくするんじゃないか、信用失墜することになるのではないかというようなことをお知らせして、この問題については、また来年の 3 月でも一般質問いたしますので。

じゃあ、次に行きます。芦屋海岸里浜づくりの問題です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。あとは、いいんですか。

○議員 4 番 妹川 征男君

(3) は、悪意の宣伝、これですね。裁判所の判決内容はどうであったか。これも今ちょっと述べられましたから。

○議長 横尾 武志君

4 番あたりはどうですか。

○議員 4 番 妹川 征男君

平成 26 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

4 番ですね。これは、こういうような内容でもって、町は非常に悪質な事件であった。妨害行為が行われた。ある人が電話で建設に反対するように執拗に迫った。これは私のことですよ。反対するように、執拗に迫ってませんよ。私の陳述書にちゃんと書いてありますから、それも読んでください。開示請求できると思いますから。私は議会人として、議員必携に書かれているようなことで情報を提供し、歩いてそういう方々に事実はこうなんですよと言ったことが、また、電話で話したことが何で誹謗中傷になるんですか。前回は、裁判中ですので答えられませんと、そういう逃げの考え方、私はモラルの問題だと思います。許されません、そんなことは。これについては、もう答えは結構です。

○議長 横尾 武志君

福祉課長、何か。

○福祉課長 吉永 博幸君

妨害行為の件につきまして、私どもも準備書面のほうに記載させてもらいましたので、その辺をちょっと述べさせてもらいたいと思います。妨害行為の認定については、いわゆる外形的事実、つまり何があったかということが最も重要でございます。

町が裁判所へ提出した報告書について、原告は、何があったという外形的事実は一切争っていません。争うどころか、原告はそれらの行為を原告の関係者らであると認めた上で、かかる行為を行った目的や理由をる説明し、アドバイスや情報提供だったと説明しています。

しかし、報告書のとおり、原告がアドバイスや情報提供だったと説明しても、住民の方々は、中立公正な情報提供とは受け取っていなかったことは明らかです。一旦、隣接地権者が同意していたものが取り消された事実、これに関して関係者がお詫ひ状まで町へ郵送してきたことなど、いくら原告の関係者らがアドバイスや情報提供であると言っても、受け手である住民の方々が、どのように捉えておられるのかが妨害行為の判断基準となるのです。

私たちは住民にお会いし、皆さんが発言された事実を報告書にまとめたものです。皆さんの本当の心の部分と受け止めました。皆さんは決して、アドバイスなどと考えておられませんでした。でたらめな報告書とも言われる理由も全く見当たりません。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

陳述書を見られて、このある人は、4 人の方が誹謗中傷や妨害行為を行ったというように、4 名の方だと思いますが、陳述書を書いておりますが、本件訴訟の被控訴人である NPO 法人ニューオンブズマンの会員になっている方もおられましたね。ところが、その陳述書の中には、私は形式上、被控訴人の会員になっています。私が何々を、同意を撤回させたといった事実は、全くありません。ましてや、被控訴人の一員とし

平成 26 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

て、そのような言動をとったことはありません。

つまり、オンブズマンの会員であったかもしれないけど、オンブズマンとして、そういう妨害行為を行ったのではない。事実を知らせてただけであると、こうなってますから、今あなたが言われたのは、私が言いたいのはですね、こういうような裁判所の陳述書として、報告書として出す時には、その当該の方々に、こういうことを出しますよ、よろしいですかということ、例えば、どこそこの区長さん、それから地主さん、そういう方にこういう文書を裁判所に提出するという了解とられましたか。とることなしにね、一方的に出されることに、あなたたちの町当局のそういうモラルの問題にかかわるのではないか。本来ならばね、よく高校の、小中学校でもそうですが、何かあったときにすぐにチクる、先生にチクる。やっぱり、いじめられた者、いじめた者、いじめられた者に対しては、教師はちゃんといじめられた人、する人、両方聞いた上で、考えていくんですよ。

その当時、あなたはこれを報告書、あなたの名前で出してますね。その報告書を出す時に、私が言う重岡さんですね。ちゃんと出しますよということを事前に言いましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

重岡さんには、出しますよとはお伝えしておりません。私は、事実を報告書として出しただけです。以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

それが、偏見と思ひ込みと、そういう形でやられること自体が問題だと言ってるわけですよ。次行きます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野 茂丸君

今度ばかりは、通告書どおりまともにかかれるかなと思って。きょうもまた、この通告書、何のためにあるのかわからないような一般質問だったんで。

町とすれば、先ほどからあってますように、高裁が、これは早く言えば、妨害行為とかそういうのではなく情報公開の裁判ですよ。妹川議員もよく、情報公開するかしないかの裁判所の解釈であったわけであります。それで裁判所は、結局、情報公開されるということをしんしゃくしてされるものと、将来的に、で、公開しなさいということの裁判であるわけで、妨害行為とか何とかというようなことじゃない。

私は、言いたいのは、先ほど妹川さんが言われたように、この訴訟目的、何のために裁判したのかということ。これは、妹川議員も議員ですので、私この辺がわからないんですけど、「官制談合を迫及すること

平成 26 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

にある。本来であれば、条例に基づき、町議会の承認が必要であるところ、芦屋町が当該事業者らと結託して、官制談合を働き、町有地を一事業者に議会の承認もなく」。妹川議員も議員であれば、町有地を売却したり、貸したりする時、手続きがいるのでしょうか。手続きなしに貸すなんていうことは、一般の議会人、行政の方は、あまり知らないかわからないんですけど、必ずこれ公示しますよね。議会にもちゃんと諮りますよね。それを妹川議員、ずっと一般質問されていて、私この辺がわからない。町議会に承認が必要、町有地を議会の承認もなく利用させよと。これは妹川議員として、この文言はどういうふうに、議員としてですよ。あなたも議員として、このことに何の疑問も思わなかったのか。このことが、私は不思議でならなかったんです。訴訟理由だから、これ。どうなんですか。逆質問で申し訳ない。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

いいですよ。もう、時間が差し迫ってる。

私は、原告でもないし、被告でも、被控訴人でもありませんから、それは、NPO法人に聞いてください。議員としてと言われるならば、私は、控訴の第13準備書面ですかね。それにおいては、なるほど、そういうこともあり得るかなと思ったりもするんですよ。なぜかと。どうしてポートピア勝山の無償譲渡契約書、あれ関係あるじゃありませんか。あれ、議会で地方自治法96条で諮る必要があったんじゃないですか。仮に諮らなくてもいいですよ。諮る必要があると思うけれど。だったらそれをなぜ開示しないんですか。なぜ開示しないんですか、今もって。だから、やはり不信感を持つんじゃないですか。市民の皆さんもNPOの皆さんも、私も疑問に思っています。やりかねないかなと思ったりもしますよ。

以上です。

じゃあ、次に行きますが、次は、松尾課長さんか、企画課か。県は芦屋海岸の砂浜に、2万6,000本、以前は3万8,000本だったと思いますが、松植樹を実施しようとしている。景観を損ない、また環境破壊につながる無謀な計画、税金の無駄使いでもあると私は以前から言っております。①は、3月から本格的な植樹を開始するとしているが、スケジュールはどうなっているのか。総工費はいくらか。そして、③松の植樹、維持。

総工費まで行きましょうか。①、②でお願いします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

里浜づくり事業は、芦屋町での飛砂被害の対策を福岡県へ要請してきたものです。海岸に近い幸町区や、白浜町区、浜崎区などの住民の皆さんにとっては、飛砂によって生活被害を受けており、さらに芦屋町にとっても、海浜公園や芦屋中央病院などへの飛砂被害も甚大であり、このため県には、予算確保に努め、着実

平成 26 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

に里浜づくり事業を実施することを要望してきました。

この福岡県による里浜づくり事業が、本格的に取り組まれることで、芦屋町での飛砂被害の対策が進むことを期待しております。26年度の植栽のスケジュールは、2月ごろに第6回実行委員会を開催、3月ごろにスーパークロマツの植樹という予定でございます。今後、福岡県と協議を行い、詳細を決めてまいります。

総工費につきまして、福岡県によれば、2億3,000万円で、このうち45%が社会資本整備総合交付金ということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

残りは、45%の残りは、

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

55%が県費ということになります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

では、松の植樹、3番ですね、お願いします。

○議長 横尾 武志君

どこがどこやら、さっぱりわからん。何か質問せんと、私も言いよることが。

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

③、松の植栽、維持・管理は、町と県とどのような取り決めを行っていますか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

協定書につきましては、まず、事務方で協議を行い、町長へ報告を行いながら、協議がまとまりましたら、議会にも報告いたし、県との締結になると考えております。

県の考え方もあるとは思いますが、双方の合意が基本になると考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

ここに、平成 22 年の 3 月に芦屋港海岸里浜緑地（仮称）の管理に関する基本協定書、こういうのがあります。それから、この管理に関する覚書（案）が 22 年 3 月ですね。その中に、植栽の育成管理については、松の植栽が終了する年度の翌年度から 10 年間は甲が行うものとし、それ以降は乙が行うものとする。植えてから、松の植栽が終了ですから平成 28 年くらいまでに植えてしまうんですかね。第一回、第二、第三に、スケジュールはそうなっていますが、その植栽が終わってから 10 年間は県が行うと。それ以降は、乙が行うものとするというような覚書、協定書等がありますが、こういうことについては、お話しはされているのですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

22 年 3 月には、今妹川議員がおっしゃいました芦屋港港湾緑地管理協定、それと芦屋町海岸遊歩道等管理協定と同時に、仮称としての芦屋港海岸里浜緑地の管理に関する基本協定の 3 協定について、協議が行われております。23 年 4 月には、この三つの協議のうち、芦屋港港湾緑地管理協定書と芦屋海岸遊歩道等管理協定書を締結しています。

23 年 8 月に第四回里浜づくり実行委員会の事前調整会議の中で、維持管理に関する協議を行っておりますが、その後は行ってはおりません。里浜づくり事業につきましては、町としては当初から飛砂効果があらわれるまで、福岡県による維持管理体制が基本となっているというふうには考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

来年の 2 月くらいに、もう第一工区、第二、第三とこう進んでいくわけですけど、基本協定書とか管理書、覚書をつくった上で、その 2 万 6,000 本の植栽をスタートするのが本来の姿だろうと思うんですけども、私が心配しているのは、この維持管理、維持管理は誰が行うのか。この皆さん方に、お手元に配布しておりますこれは、広報あしやとともに、同時に配布されたものですね。土木事務所が、県土が出したところなんですけど、私たちの洞山保存会の会員さんも「わー、これいいな」と「これ、植えようや」というような話になったんですけど。「いいね」という話もありましたが、町民の皆様方はそういうお気持ちになるだろうと思います。

あの玄海レクリゾート構想も非常にすばらしい絵が描いてありました。全く同じようなもので、これを植

平成 26 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

樹した後がどうなるのか。絵を見てみてください。左のほう、松を植える箇所、静砂垣イメージ。これは、今試験的ですから、これが何百区もできるわけですね。あの広大な砂浜に。砂山や柵を越える橋、ボードウォークイメージ。いかがでしょう。人が歩く道、虹の松原のようになるわけですよ。そして、右のほうの砂を止めるフェンス、これ約3メートルですか、180メートル、高さ3メートル、180メートルですかね。こういうことを計画し、来年の2月からやられるとすれば、町民の皆さんは、どれくらいのボランティア、一年間に何人くらい必要だと思いますか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

この間、技術実行委員会でもお話がありましたが、向こう5年間くらいは、ボランティアの方が必要ということではなく、ボランティアの方も含めて育成を図っていかねばいけないということで、これからの課題であろうというふうに考えています。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

虹の松原とか三里松原の人たちは、大体年間5,000人ですね。何回かに分けて植えるでしょうけど、1年間に5,000人の方々を集めなければならないというふうに言われています。私たちは、この芦屋港湾を約93億円。そして、離岸堤、それから沖防、防砂堤、なみかけ大橋、160億円を超えと言われていますが、その上にこのように広大化した砂浜に松を植えることが本当に正しいことなのか。

よく言われます。松が枯れているんだから、一緒にみんなで植えようやないかと、老人会、子供会、そして婦人会、商工会。いいですよ。でも、維持管理、大変なことです。実際に、この裏のほうを見てください。資料5です。私は、ずっといつも松が生えているところ、それから枯れているところ、二カ月、三カ月に一遍ごとにずっと撮ってきております。樹齢150年、200年たったところもあります。資料5の一番上は、40年代です。皆さんもよくここで泳がれたと思います。上の3番は、植樹。今、育ってますね。こういうように育っていけばいいと思いますが、この静砂垣を越えているのもありましょう。越えて、そしてこれが2メートル、3メートル、四年、五年でしょうね。そうしますと、いろいろと変化が出てくると思います。実際に、4番目、海岸背後地のアクアシアン松も松枯れが進んでおります。これ、写真があんまりよろしくないです。印刷が。

それから、海浜公園、悠然と立つ松の大木も3本とももうすぐやられるでしょう。非常に松の日陰になっていいとこです。それから、その背後地の松林も紅葉化してしまいました。これは、ある議員が「妹川さん、あそこ写真撮つといたほうがいいよ。」を言われて、撮ったところなんですけども。今これ緑になってます

けど、これがもう紅葉化して、今もう大分伐採しているんじゃないでしょうか。

海浜公園駐車場の松枯れ、これ維持管理、立派にできてますよ。でも、もう松枯れで。その松枯れの下根っこは、もう切られてます。たくさん切られてます。次は、芦屋港湾背後地の緑地の松枯れ。田屋地区の山鹿貝塚南側の松。そして、貝塚北側の駐車場もこんなふうになってます。今、貝塚は1本もありません。樹齢60年ぐらいたっていた松のようですね。田屋区の皆さんが二千本か三千本植えたところなんですけど、1本もありません。だから、広葉樹を植えればよかったのになと、何で松にこだわるんでしょうか。

堂山の松も、これは洞山保存会がこの松を右側の松ですが、これを斜めになってたのをなんとか守ろうということで、さまざまな樹木を植えたところなんですけど、残念ながらこれも伐採されてしまいました。国民宿舎の松もほとんど枯れております。すごいのは、鶴松墓地の森林は、松林は櫛の歯が欠けるかのごとく枯れ、伐倒され、今町のほうは松の苗を植樹しているようですけれど、四年、五年くらいは、いいんですよ。六年、七年経ったらどうなるのか、ぜひ、これを広葉樹を植えていただいたらいいかなと思っています。

それから、基地内、芦屋基地内の松枯れはひどいものです。これは、空中散布してます。残念ながら、芦屋の場合は空中散布できないので、洞山は空中散布しているでしょうけど、この基地は空中散布をされているにもかかわらず、下のほうにいきますと、風雨にさらされ、樹皮を失って白骨化し、徐々に朽ちていく。大城区よりシャッターで撮りました。

マダラカミキリ虫とは、何なのかということで、松枯れは、マツノザイセンチュウという体長1ミリ、ちっちゃいんですね。にも満たない線虫が樹体内に入ることによって引き起こす。そして、その線虫を松から松へ運ぶのがマツノマダラカミキリという虫なんですよ。マダラカミキリ幼虫は、おおむね太さ2センチ以上の幹、左側にあるこの樹木、穴があいてますね。これ計ってみたら4センチありましたけれど。もう、全県下に、こうやって松くい虫によって被害に遭う。

左側下のほうは、はまゆう群生地より先の白岩海岸です。これは、総務財政委員会の皆さんと視察に行ったところなんですけど、このように植えちゃあ枯れ、植えちゃあ枯れで、8回植えているんですね。8回枯れて、その3枚目のところがこれは、植物学者の先生に来ていただいて、現地を見ていただいた時の写真です。そして、その次は、松くい虫によって赤く染まっているところが紅葉化しているところがあります。

右側のほうの2枚は、これはホームページから取ったものなんですけども。皆さん方、ワークショップによって合意形成を受けたと、こういつも言われますけど、ワークショップは35名でスタートしました。私も6回行きました。そして、5回目はわずか9人でした。そして、これで合意形成というふうに決まって、今は実行委員会や技術検討委員会というふうに進められ、そしてここにあるような工事を着工しようとしております。

質問をしなくちゃなりませんね。鶴松団地、芦屋基地、洞山、海浜公園、マリンテラス、どうですか。枯れた本数がどういうふうになったか、お願いします。

○議長 横尾 武志君



平成 26 年第 4 回定例会（妹川征男議員一般質問）

地域づくり課長。

時間がないからね、簡潔に。

○地域づくり課長 松尾 昭徳君

芦屋町内全部、町、県、言われました基地、国関係の分全部で、6年間の合計で1万5,385本伐倒しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

今のは芦屋町ですね。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 昭徳君

はい。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

岡垣町は、20年から25年の間に8万1,511本枯れております。宗像市は、3万134本、あわせて民有地が7,500ですので、約三万八千、三万七千本枯れているという統計が出ております。だから、植えてもこういう実態があることを考えた時に、本当に私心配するのが芦屋の海岸が本当に砂浜がなくなっていく。松の植樹は後世に禍根を残すのではというふうに思っているわけです。

今、さつき松原とか虹の松原、三里松原のことについて、学者さんは非常にいい松林になっているというふうによく言われます。それをワークショップでも実行委員会でも紹介されますけども、あの当時、黒田藩が300年前に、今黒田勘兵衛の子供であります黒田長政がああいう田畑、新田開発のために農民や漁民やさまざまな方々に動員をかけて松を植える。そして、そのことによって、その松葉かきする。枝打ちする。それが燃料として、使われていたんですね。

今、そういうようなお気持ちで本当にボランティアを長年、今から五年、十年、二十年やっていけるのかな。非常に心配しております

以上で私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で妹川議員の一般質問は終わりました。